

平成29年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年12月7日(木) 15時30分から16時52分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (15名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正	
委員	1番	三谷 富重	2番	大岸 高晴	4番 三木 克司
	6番	水田 義郎	7番	上島 陽子	9番 村田 正博
	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	12番 西岡 久
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番 小松 和啓
					17番 山崎 彰

4. 欠席委員 (4名)

8番	岡田 修一	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰
18番	小松 源一				

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第6号	香美市農業振興地地域整備計画の変更について(諮問)
	第7号	香美市農業委員会和解の仲介に関する規定について
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議 長	開会(15時30分) それではただ今より本日の会を進めたいと思います。先ほど上島さんから連絡がありまして、ちょっと遅れるということです。時間がまだ来てませんけれども始めたいと思います。急にこう寒うなりまして、私もちょっとハウスへ上がって仕事をしておりましたが、物部の方の高い山にはですね、白い物がもうすっかり被っておりました。そういうことで急激に寒くなってですね、農作業の関係は皆さん慌てて色々な作業をせなあいかん人もおろうかと思えます。台風の被害も遭ったそれぞれの皆さん方も復旧に努力をされてですね、着々と進んでおることと思います。 皆さん方にも先般の会でもお伝えしたかもわかりませんが、香美市の今日の
-----	--

新聞にはですね、農業に対する補助金言いますか、そういうものを先に市長が専決で2億を超えるような予算をですね、補正をして頂いております。また、県としましてもですね、話を聞きますと香美市が2分の1出すということになったんで、県は3分の1の助成ということでしたが、それをちょっと引き上げてですね、5分の2まで引き上げたというふうに話を聞いております。そういうことですね、ある程度、手厚い資金があるかというふうに思いますので、十分に活用して頂いてですね、それを利用して頂きたいというふうに思っています。

今日はいよいよ今年度最後の会ということで、あと忘年会等を予定しております。皆さん方にも今日はゆっくりとですね、それまでの時間に色々ご質問等を頂きまして、今日の会をですね、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは本日の議事に入ります前に議案書、調査書の訂正と写真資料の訂正がありますので事務局より連絡をお願い致します。

事務局

すいません。写真資料に訂正がありますので訂正をお願いします。資料の4の2。[]さんの譲渡人が[]さんになってますけど、ここが[]さん。4の1と同じになります。それとすいません。あっせん資料31の1から31の7まで番地がですね、467番になってますけど、それが7枚とも201番になります。31の資料、7枚ですね。すいません。資料33が、あっせん、売りたいになってますが、これ貸したいになります。以上ですが。

資料33、あっせん売りたいとありますが、貸したいです。資料33です。香北町葎生野の農地。貸したいです。

議長

以上ですが、いいですかね。それでは議事に入っていきます前に議事録の署名人の指名をさせて頂きます。本日は大岸委員と水田委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお祈りします。それでは、議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町山田字加治屋敷1034番、地目は田、面積は1,100㎡、譲受人の耕作面積は6,401㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り909,090円で総額1,000,000円です。

2番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町新改字開キ丸1132番1、地目は田、面積は445㎡、外2筆、計3筆で合計2,045㎡、譲受人の耕作面積は3,893.87㎡、譲渡理由は兼業による経営縮小、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り2,933,985円で総額6,000,000円です。

3番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町佐古藪字シカヲトシ169番1、地目は畑、面積は175㎡、譲受人の耕作面積は0㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り5,714,285円で総額1,000,000円です。

4番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町佐古藪字東ヨシモト325番1、地目は畑、面積は595㎡ 外1筆、計2筆で合計852㎡、譲受人の耕作面積は0㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り938,967円で総額800,000円です。

5番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町影山字東土居403番、地目は田、面積は561㎡、外10筆、計11筆で合計4,435㎡、譲受人の耕作面積は0㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り394,588円で総額1,750,000円です。

6番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は香北町岩改字芝ノ上1986番、地目は田、面積は649㎡、外4筆、計5筆で合計3,153㎡、譲受人の耕作面積は43,321.64㎡、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は6です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと思われま

議 長 以上説明が終わりました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。補足説明があります。すいません、よろしく。

事 務 局 2番ですが、議案3号で報告致しますが、平成29年11月13日に解約通知書により、以前利用権が設定されてましたが、解約されておる案件です。

3番、4番ですが、譲受人が下限面積を現時点では満たしておりませんが、5番と同時許可によりですね、許可要件を満たします。6番がですね、授受人の耕作面積が4万3千何某ですが、同一世帯での贈与ですので譲渡人も授受人も面積は同じような耕作面積になっております。

以上です。

議 長 何かご質問は有りませんか。格段質疑も無いようですので採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

議案第1号農地法第3条による許可申請についての賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい。全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願い致します。

事 務 局 議案第2号非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町字前山377番57、地目は畑、面積は208㎡、外3筆、計4筆で合計933㎡、非農地化した理由は45年位前に柿の木を植えたが、土壌等水はけなどが悪く、収穫に向かず放置状態となり、現在に至る。また、40年位前に一部居宅として利用していたが、廃屋となっている。調査委員は永森推進委員で資料は7です。

2番、申請人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町楠目字宮田1505番1、地目は田、面積は1,166㎡の内127.39㎡、非農地化した理由は、平成7年11月に[redacted]が事務所を建設した際に、一部敷地として利用してきており、現在に至る。調査委員は堤委員で資料は8です。

3番、申請人、[redacted]、[redacted]、申請地は物部町柳瀬字サコ1461番1、地目は畑、面積は208㎡、非農地化した理由は、以前建物が建っていた跡地を昭和45年に購入、その土地に昭和48年12月に住宅を新築し、現在に至る。調査委員は公文委員で資料は9です。

以上です。

議長 はい。以上説明が終わりましたが、調査員の方にですね、それぞれ補足説明をお願いしたいと思いますので、1番永森さん、お願い。

推進委員 (1番) はい。資料の写真のある資料の方の7の1と7の2の写真に載っておりますが、駅の北側の墓山の北斜面にありまして、スタジアムから東へ小道を入れて給食センターへ抜ける道がありますが、その間の南側、つまり北斜面にあります。この土地は父親の■■■さんが最近亡くなりまして、その■■■さんが昭和50年頃に柿の木を、昔は畑をしておりましたが、50年頃に柿の木を植えましたけれども、あんまり世話をせずには大木になって、収穫もせざったというようなことで、畑を止めるために柿の木を植えたような状況で、ほったらかしになっちゃたというのが実情であります。お父さんが亡くなってから、娘さんの■■■さんという人に相続をされるようですが、本人が言うにはなんちゃあ収穫もないし、山も荒れたままやき、非農地にして税金も安くなるろうき、今現状としてそうしたいと、こういうのが本心のようなようです。写真にありますように荒れたような土地で、山の斜面でありますし、特に回復をさせて畑にしたいという意向もまるでないようでございますので本人の言うことが妥当だというふうに思います。

以上です。

議長 はい。すいません、2番、堤さん。

委員 (13番) はい。資料8の写真を見て頂けますか。この黄色で囲んだところ■■■■の駐車場の一部となっております。ここにも資料の備考に書いてある通り■■■■が来た時に、もう駐車場で利用していたということで問題は無いかと思っております。

議長 すいません、3番、公文さん。

委員 (3番) 3番の■■■さんの件について説明致します。資料9を見て下さい。資料9の1で、この地区は大柵から3キロ位北へ入ったところの柳瀬ですが、平井という地区です、航空写真も載っておりますのでそれを見て頂いて、次に9の2が家を現在建っている住宅を写したものです。備考欄にも書いてますように、もう50年近く前に家を建築しております。私も同じ地区におりますので、70年余り、実際これを見てますので、何の問題も無くに平穩無事で今まで来ておりますので問題は無いと思っております。

以上です。

議長 はい。補足説明まで終わりましたので議案第2号につきまして質議を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問は有りませんか。

はい、どうぞ。

事務局 直接関係有りませんが、2番のとこですけど、今回■■■■の北側の部分的に非農地とされてますけど、実際はですね、東側の今後の転用に向けた書類でして、ここに■■■■がありますけど、これが■■■■なるってことで拡張工事のため事前に処理をしてる状況で、今回非農地証明願いが出ておるとこです。

議長 はい、補足説明も有りました。皆さん方からご質問何か有りませんか。はい。

委員 (14番) 7ですけど、ここは何。市街地。

事務局 はい。市街化です。申請を受け付けた時はですね、市街化のラインが把握できてなかったためにですね、非農地証明はどちらでもできるので、今回非農地証明ですが、市街化ってことが最近判明致しました。

議長 他に有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思います。
議案第2号非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願い致します。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願い致します。

事務局 議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。
1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字時子石2177番、地目は田、面積は1,244㎡、外1筆、計2筆で合計面積6,130㎡、成立日は平成29年10月18日、解約日、引渡日は平成29年12月31日、解約理由は借り手の変更。

2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町中野字義丁589番1、地目は田、面積は1,221㎡、外2筆、計3筆で合計面積3,648㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年10月30日、解約理由は高齢化。

3番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町新改字開キ丸1132番1、地目は田、面積は445㎡、外2筆、計3筆で合計面積2,045㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年11月13日、解約理由は借り手の変更。

以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より質問を受けたいと思いますが、何かご質問有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思います。
続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による届出についての報告であります。この件について説明をお願いします。

事務局 報告第4号農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、外1名、申請地は土佐山田町楠目字ヲウハヤシキ1023番2、地目は田、面積は273㎡、外1筆、計2筆で合計285㎡、転用目的は木造2階建1棟、建築延面積は285㎡、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は10で調査員は事務局西村です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、外1名、申請地は土佐山田町楠目字ヲウハヤシキ1023番1、地目は田、面積は273㎡、転用目的は木造2階建1棟、建築延面積は273㎡、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は11で調査員は事務局西村です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、史 外3名、申請地は土佐山田町楠目字ヲウハヤシキ1023番3、地目は田、面積は107㎡、転用目的は公衆用道路、建築

延面積は0㎡、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は12で調査員は事務局西村です。

以上です。

議長 はい、報告案件の第4号につきまして説明が有りました。この件についてはですね、同じところの場所ですね、宅地造成をして2筆に売ってですね、1筆を道路を公衆用道路にするというものであろうと思います。何かご質問は有りませんか。

公衆用道路にした場合は市に寄付ということじゃあない。

事務局 市に寄付には準市道にならないと。

議長 個人達が自分達の公衆用道路として使うわけか。

事務局 そうです。

議長 何か質問有りませんかね。格段無いようですので、報告第4号についてもですね報告のみとさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

続きまして、議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。この件の説明をお願い致します。

事務局 諮問第5号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明します。

議案書は6ページ、資料は13からです。

1番は、新規設定で、貸付人の要望により、借受人が事業規模拡大のため借り受け、生姜を栽培します。

2番から8番は、貸付人の要望により、借受人である[]が生姜を栽培します。

9番は、貸付人の要望により、借受人がやっこねぎを栽培します。

10、11、12番は、貸付人の要望により、借受人である[]が青ねぎを栽培します。

13番は、再設定で、貸付人の要望により、借受人が水稻を作付けします。

14番は、新規設定で、貸付人の要望もあり、借受人が事業規模拡大のため借り受け、青ねぎを栽培します。

15番は、再設定で、貸付人の要望により、借受人が水稻を栽培します。

16番は、再設定で、貸付人の高齢化により、借受人が生姜を栽培します。

17番は、再設定で、貸付人の高齢化により、借受人が水稻栽培を行います。

いずれも、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より諮問第5号につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんかね。

格段有りませんか。格段無いようですので採決に入っていきたいと思いますがご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは、議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、原案の通り賛成の方の挙手をお願い致します。

— 全 員 挙 手 —

議 長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。
続きまして、議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問
でありますが、説明をお願い致します。

事 務 局 諮問第6号香美市農業振興地域整備計画の変更について補足説明をします。
資料は30です。軽微な変更が1件です。この案件は今年4月の定例会にあ
がっていましたが、XXXXXXXXXXさんの堆肥舎です。今回の申請に
ついては、当初予定していた堆肥化处理の方法を見直すこととなり、施設の構
造ついて変更が生じ、先に許可された面積では不足することになったため、変
更申請があったものです。
資料30-2をご覧ください。右側が位置特定図で左側が土地利用計画図とな
ります。右側の位置特定図を見ていただくと、(許可済)とあるところが前回の
申請で許可となった部分です。その左側細長の長方形部分が今回の申請箇所と
なります。
堆肥舎の面積が当初486㎡であったものが702㎡必要となり、今回の変
更になりました。
以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、この件につきまして質問を受けたいと思
います。何か有りませんかでしょうか。
これ許可済みの分も合わせて使うってこと。

事 務 局 そうです。許可にプラス。

議 長 30の2の資料の右側の図で既設堆肥舎、点々点があるやんか、この3分の
1ばあに、これはどういう意味。

事 務 局 ここはですね、転用許可が下りてなかった部分。違反転用になっていた部分
で、ここは始末書により処理するように。

議 長 これは前に建てちゃったってということよね。

事 務 局 そうです。

議 長 許可を今度下ろしたのは全然別のとこやったろう。場所が変わっちゃったや
いか。引っ付いちゃった。

事 務 局 今度建てるところのここの地番のところですね、今現在の牛を飼ってる畜
舎の一部が入り込んでる。

議 長 堆肥の関係じゃなくて。

事 務 局 堆肥とは別です。

議 長 分かりました。確か堆肥の申請があっちゃったところの場所が全然違うとこ
ろやったと思うで。

事 務 局 既存の畜舎が一部入ってたということですよ。

議 長 この周辺の地主さんというか、からの許可は取れちゃう。

事 務 局 はい。

議長 取れちゅう。

事務局 はい。

議長 全面的にいうたらおかしいけど4名には取れちゅう。

事務局 取れてます。

議長 取れちゅう。

事務局 はい。

議長 この人は既に堆肥舎を持ちよらあね。今まで使いよった堆肥舎。

事務局 はい。

議長 それは撤去をして更地にしちよってこういう形を、新しくするが、それとも前のをそのまま置いちよって新しくまた増やすという。

事務局 撤去をする予定ですけども、まだ予定が、撤去できる見込みは立っていません。

議長 そこよ、そこよ。それで許可を出すということで委員会へかかってきちゅうきよね、皆さん方も十分そのところ判断して次々次々とそういうものを取り壊しもせんずつ、まあ言うたら元の姿に返さんずつよね、いつまで経っても壊されんずつ、壊れて使えんかったき、次へ行く、次へ行くっていうのも果たしてどうかなと思ひもしますんで、そこんところはこれもどうしても作っていかんと困るのは困るがやね、そういうことも有りますけど、ある程度は目途を立てていかんと次々とかいかれると前の部分も前の部分もということになってそのまま農地に復元されんようなものが残っていくっていうのはいかなものかなあと思ひもしますんで。

前の議案書の中には古い、もう解体せなあいかん堆肥舎が写真に載ちよったわね。木造でもう屋根がもう壊れたような形になったやつ。

あれ下はコンクリになってないかえ。

事務局 その撤去のところは打ってます。

議長 打ちゅうろう。それまで除けるとなかなか金額的なこともあるし、ずっと撤去にならんかもわからんけど。

まあ、周辺の人から何ら問題も無ければ構んけど、ああいうそのまま置かれて、果たして次々と行くのも地元の人はどういうふうと思うかなと思ひもしますけどね。今度の場合は周辺の農地の皆さんには許可を貰うちゅうと。

事務局 そうですね。それで4月に一度、許可を得てたんですけども、今回ちよっと見直す必要が出てきたため再度。

議長 それはただ、面積を増やすというだけのこと。

事務局 理由としてはですね、当初、建設施設は建物内にレーンを設置して自動攪拌装置により堆肥処理をする予定だったそうなんですけど、それがレーンが設置できる距離が十分確保できないということで、従来どおりの切り返しという方法で堆肥処理をするという、見直すということで面積が必要だったということ

です。

議 長 何か格段質問有りませんか。格段無ければですね、周辺の隣地の人から承諾も得ちゅうということであれば問題無いかと思えます
格段質問無いようですのでこの件について諮問で有りますので採決をしたいと思えますがご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議 長 はい、それでは、議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問で有りますが、原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第7号香美市農業委員会和解の仲介に関する規定についての説明をお願いを致します。

事 務 局 議案第7号香美市農業委員会和解の仲介に関する規定について説明致します。

前回の11月定例会でこの規定の案を配布させて頂いておりました。今日はもうこれ全部読みませんので。前回ちょっと欠席された委員がいらっしやいましたので資料の方、フローチャートの方でどんな流れになるかってのを説明させて頂きたいと思えます。

和解の仲介というのは元々ありまして、それを規定として明文化しようとしているところです。まずですね、この文書の中を説明しますと当事者間で紛争、なかなか当事者間では話し合いがつかない事案が起こった場合に、農業委員会に申出をされると書面で申出をされるとその内容を精査して、その和解ができない案件であればですね、右の方に行って頂いて知事の方に回していくってことですけど、和解が見込めると、仲介すべきであるとする場合はですね、仲介委員をですね、会長が任命します、複数の。仲介委員がですね、期日とか場所を指定して、それを当事者に通知して仲介の場を開催してそれによって和解が成立すればですね、それを調書にして、双方が書面等によってそれを確認していく。和解調書っていうものを農業委員会で保管するってことになります。仲介の話し合いの場ですね、和解の案、双方が歩み寄りがないという場合はもうどうしようもないので和解の仲介を打ち切ります。その場合はもう裁判所に委ねるしかないので民事調停とか民事訴訟など他の方法でもう双方が、双方がっていうか、片一方の方がですね訴訟したい、したいっていうか権利を取得したい方が提訴するってことになっていきます。

知事に回した場合はですね、高知県の方がですね、仲介をして結果を出す場合もあったり、そこで仲介できない場合は、また、裁判の方になっていくという流れになっていきます。それを明文化したのがこの規定となります。この規定は特に今回香美市で独自で作ったものではなくですね、従前からあるものをですね、参考に案として提案させて頂いておるところです。簡単でございますが、説明は以上です。

議 長 はい。先般配って頂いたこの資料の中にですね、議案第7号としてですね、明文化したものが載っておりますので皆さん方もお目通しを頂いたと思えます。こうした中でですね、文書の中でですね、何か皆さん方からご質問があればそれを先に受けたいと思えますけど、何かこれを読まれて何か不思議に思ったり、ちょっと理解できないとかいうことがあったらちょっと質問をして頂きたいと思えます。

委員（3番） 構いません。

議長 はい、どうぞ。

委員（3番） 前回欠席しておりましたので詳しいことは分かりませんが、この規定ですね、これは高知県下で各農業委員会で、全部じゃないですわね。

事務局 全部ではないです。

委員（3番） 近隣ではどんな状況です。

事務局 近隣ではですね、ちょっとまだ調べてないですが、和解の仲介すべき案件が出てきそうってということで、そのやり方を決めようということもありまして、規定を提案させて頂いたと。

委員（3番） 香美市が他のところよりも先んじてこういうような規定を作るということですね。仲介委員の指名及び通知ということになっていますが、会長が誰か指名するということになっておりますが、当事者間はもちろんいかんということはわかりますが、それは申出があったものですか、それともこっちから特別に指名して仲介人をお願いしますということで作るわけですか。それと農業委員はそれには関係せんということですか。指名をする場合。

事務局 農業委員の中から。

委員（3番） 農業委員の中から指名をするってことですか。

事務局 はい。

議長 農業委員会に和解の仲介が出てきますので、双方で何かトラブルがあった時に、その時に農業委員会に和解をお願いをしたいということになるので農業委員がその中で和解の仲介役をせなあいかんということになるんです。ただ先ほど言ったように関係する人なんかはですねそれにはなれないと書いてあります。

委員（3番） 農業委員以外には仲介は入らんということですね。

事務局 入らないです。

委員（3番） 農業委員の中から仲介者を決めるということです。

事務局 そうです。農業委員会が和解の仲介をするので。

議長 ただね、こういう問題が出てきそうな気配があるがですよ。
もうひとつ言いよった、さっき言った委員会を通じて農地の貸し借りをしちゅうのと、全然農業委員会関係なくですね、本人同士で貸し借りをしちよってよね、それがトラブルになった時に農業委員会がそこへ入らなあいかんのか。農業委員会を通じてないき、そこは本人同士で話し合いをしなさいやと蹴れるもんかそのところはどうなりますかね。

事務局 通してないので権利関係は発生してないので、もう所有者同士の、ただそれを侵害してる場合についてはやはり、仲介関係するんじゃないかと。

議長 その時は農業委員会へ仲介をお願いしたいと来るとそれはいかなあね。

事務局 はい。

委員（3番） 指名する場合はだいたい何人ぐらいとかいうそんなことは別にないですかね。

事務局 2から3名ですね。過去に土佐山田においてされておまして2から3名が入ってやっております。

議長 私の考えとしては2から3名ということであれば3名をお願いしたいと思います。やっぱりね、2人よりはね3人、奇数数っていうのが必要じゃないかと思う。

委員（3番） 指名される方としてもあまり人数が少ないとまた色々だね。

議長 責任問題というだね。

委員（3番） それが出てくると思いますので。ある程度の人数も構えて、それと地域ごとにもう、全然違う地域へそれを指名しても何の意味もないです。実情の把握できるような方に指名するというような方法でやっていけばいいんじゃないだろうか。これについては必要なことじゃと思いますので特に反対もありませんし、是非やった方がえいとは思っています。

議長 文章化して拵えちよく方がえいとは思いますがね。ただこれ雛形どっからきちゅう。

事務局 県外の市町村。

議長 県外。

委員（9番） 私がちょっと何年か前に仲介をさせてもらったときが有りますけど、その時には案件が挙がってきた地区の農業委員が二人でちょっとやらされましたけど、やっぱり同じ地区やったらちょっと顔見知りもあってちょっとやりにくい面も有りました。

委員（3番） まあ言うたら近くじゃなくてちょっと離れたところも、同じ山田であってもちょっと離れたところの色々まあ、その辺も対応できる。

議長 こういう案件出てこん方が一番えいけんかね。どうしても言うてきた時には仲介、若干入らなあいかんところも出てくるかもわかりません。
香美市でそう言うことが無いようお願いをしたいけれど、こういう問題があつてですね、香美市の委員会としてはこういう文面を拵えて、こういう中身で仲介をさせてもらったというふうなことが結果的に波及していければ、それも1つの方法かなという思いもしています。内容的にはですね、皆さん方も十分にこれを見て頂いて直すところは直しながらですね、良い方向に進めて行きたいと思っておりますのでよろしくをお願いをしたいと思いますが、今日ここをああとか、この文面がどうか言うようなふうなことにはなかなかかならんかと思っておりますので、これから先、これが一つの機会では何か仲介になった時に実際やってみたら、ちょっとここが不都合なんよという時になったらですね、その都度変更しながらですね、やっていく方法もあろうかと思っております。
すいません。今日こうしたですね文面を載せさせて頂いてますが、香美市と

してはですね、これを告示してですね、それによって効力が発生するっていうたらおかしいけど、そういうことでこの仲介の手続きが進んでいくというふうになろうと思います。今日皆さん方から議決頂いていいですよということになれば、明日から早速告示をするというふうな事務局は案を持ちゅうらしいですけど、私としてはもう1回皆さん方に十分、これ今日帰ってですね、次の会までに十分皆さん方が納得をして頂いて次の会です、決定をしていきたいという思いを持っていますが、そういうことで構いませんか。事務局も別に早急にどうこうはないろう。

事務局 はい。無いです。

議長 すいません。1月の定例会でこのことについて決議をしてですね。告示をするということで来年からスタートするというふうな方向に進みたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。議案第7号につきましてはそういうことでお願ひをしたいと思います。

議案第8号その他の件についてですね、皆さん方から、いや事務局の方から色々連絡事項があるかと思いますが、私からちょっと。

事務局 次、あっせんについて。

議長 すみません。先にあっせんの、議案の中にあっせんが有りますのでそのことについて進めていきたいと思います。すみません。よろしくお願ひします。事務局お願ひします。

事務局 売りたい・貸したいについて説明を致します。

貸したい農地。

1番、所有者は [REDACTED]、[REDACTED]、所在地は土佐山田町中野字下夕野201番、面積は1,107㎡で外16筆、計17筆で合計17,038㎡、金額は相場、資料は31となります。

2番、所有者は [REDACTED]、[REDACTED]、所在地は土佐山田町楠目字ツエヶ谷3971番、面積は1,876㎡、金額は10a当り年額1俵、資料は32となります。

3番、所有者は [REDACTED]、[REDACTED]、所在地は香北町葦生野字松ノ本183番、面積は1,084㎡、金額は相場、資料は33となります。

次に売りたい・貸したい農地です。

4番、所有者は [REDACTED]、[REDACTED]、所在地は土佐山田町宮ノ口字土居丸596番口、面積は254㎡、金額は売買なら相場、貸借なら無償、資料は34となります。

5番、所有者は [REDACTED]、[REDACTED]、所在地は土佐山田町字浜道ノ西991番2、面積は1,090㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,280㎡、金額は売買・貸借とも相場、資料は35となります。

以上です。

議長 はい。今回についてはですね、結構面積が多い訳です。筆数も結構多い訳ですが、それぞれ担当地域の皆さん方にですね、是非ともあっせんのお願ひをして頂きたいと思いますが、なかなか決まらんところもある訳ですが、まあ、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

事務局 1番ですが、岡田委員があっせんをして頂きまして、岡田委員がしていただけるんじゃないかと思ってます。

議長 [REDACTED]さんにつきましては、甥にあたる [REDACTED]君という人が作ってありました

けれども今年急に心筋梗塞で亡くなりましたので、■■■■さんも自分が一切ようしませんので困っておりました。それで私に相談がありましたけれども、農業委員会にお願いをしちよいたらということで農業委員の方に自分の土地、■■■■さんの土地全てを貸したいということでお願いをしてありましたところ、岡田君に無理むったく押し付けたみたいになった訳ですけど。岡田君が作って頂けるというふうなことでお願いをしたいです。中野の土地についてはですね比較的角いは角お願いをしたいと思います。西岡君にも地元ですので、この田です。コンクリの畦などもしています。ただあんまり面積は広くない。若干そこが構造改善でもしているところであればもっと広いですけど、ここ構造改善の地域に入ってませんのでこういう状態ですが、借りて頂く人があったということでお中さんのところをひとつお願いをしたいと思いますし、また、宮ノ口、それぞれ担当地域の人もおりますし、香北の方でもですね、貸したい案件出ています。

委員（2番）

道が無いようなのは無理って絶対。

議長

比較的角いような田んぼは有りますけど道が無いっていうのはちょっと無理があると思いますんで隣地の人に買ってもらうとか借りてもらうとかいうことにならんとですね、全然関係ない人がぼかっと思ってもなかなかいかんと思います。ただこういう状況になってきちゅうところについては色々、色々あってですね、なかなか作ってくれる人がおらんということで最後は農業委員会へきちゅうと思いますけど、なかなか無理も有ろうかと思いますが、是非ひとつお願いをしたいと思います。

すいません。あっせんの方にしましては以上というふうにさせていただきます。私の方からですね、1点2点お願いをしたいと思いますが。最初にですね、ご挨拶の中でお話をするつもりをしておったけれども、本年のですね、農地からの転用面積は14,941㎡。これ11月、10月まで。

事務局

10月。

議長

10月末こういう面積が農地からですね、色々転用されてですね、農地面積が減っちゃります。そういうことをご報告をさせて頂いています。それから過日の下期の高知県の委員長、それから事務局長の会がありまして農業新聞をですね、推進ということで東京から女性の方が来てですね、是非ともお願いをしたいということです。香美市は何か委員さんの数より新聞の部数が少ないということは取っていない人がおいでというふうなことでですね、是非とも全員の皆さん方にですね、取って頂きたいということで、22日に香美市のこちらの方に訪問をして頂いてですね皆さん方をお願いをしたいということですけども、代表で私がお受けしますけども。この新聞についてもですね、後で推進委員さん等の皆さん方にもですね、報酬の国からの予算措置があるがですよ。その予算措置については満額というか多く貰うためには認定農業者に農地の集積がどれほどあできちゅうかとかいうふうなことから点数があるらしいです。香美市については全然無理です。0点です。その他に何があるかな。遊休農地の解消ということで皆さん方の努力によってですね、その解消されておる率がありまして、それがある程度点数が付いてですね、年間何某かの国のお金が頂けるということになってます。それも後で事務局の方から話をして頂きますけど、そういうお金を研修目的のために新聞を購読するとか名目をつけてですね、皆さん方に1部ずつ新聞を取って頂く形でそのお金をまた後で新聞、まあ、研修とか、勉強のための雑誌であったりとか、新聞であったりとかいうことになろうと思いますので、お返しが出来る形が取れやあせんかなあというふうな思いもしていますので、もしそれが出来ればですね、皆さん方に一応新聞を取って頂いて個人的にはお金は引き落としをさせていただきますけれども、後からその分

のお金についてはですね、報酬というふうな形でお返しができる形を取れやあせんろうかというふうな思いもしています。そんなことです。報酬条例についてのことについてですね、今までうち全然貫っておりませんでしたので、南国市等はですね数年前から既にそういう取り組みもしておりますが、そのことについてですねひとつお願いをしたいと思えます。そのことについては活動記録というものが非常に重要になってきます。そういうことで何か動いて頂いた方について、そういうお支払いができるということになりますので、ひとつその点を十分に考慮に入れて頂いて西村君の方からですね、お話を聞いて頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

事務局

資料の方の2枚目はちょっと参考ですけど、新聞に今回ですね、村田委員の紹介で取材をさせて頂いて、全国農業新聞に載せられた方を参考にちょっと配っておりますので。3ページ目ですけど香美市の議会ですね、総務課の方が市長部局の方が提案して頂いております。香美市の非常勤の報酬条例の改正ということで。案件は農業委員会の委員についてのみの改正となっております。今まで月額2万3千円ということでしたけど、それを改正してですね年額44万5334円以内と。以内ということで非常に分かりにくい要領になってますけど、これはですね国の交付金額の範囲内ということで交付金額が決まらないとこの中身が決めれないのでこういった条例を作って頂くというか条例提案になっております。この額というのは先ほど会長が申しました認定農業者への農地集積、遊休農地解消が満点になった場合の額をですね、人数で割った額にはなってます。今回想定してるのはですね、香美市に交付額っていうのは750万弱交付される想定をして頂いております。その内訳はですね、1人6千円で12ヶ月あるので12回、37名おりますので37名、プラス約480万、それが遊休農地の評価に対するお金、香美市に対して交付されます。その額っていうのは全てを農業委員さん、推進委員さんに交付しなければいけないことになって頂いております。実績について6千円×12回、人数ですけど、その実績がですね年12回ない場合はその申請ができませんので、実績に応じたものが6千かけるいくらかというものになります。条例ではですね、こういった抽象的なことになってますけど、この後ですね総務の方はですね規則の制定、実際これをどうやって払っていくかっていう規則というのは今検討中です。ひとつは先ほどからの活動に対して6千円、全員37×12回分が満額です。上限は有りますけど、平均すると1人12回分はまず貰えると。あと480万交付されますが、どのように配布するかと、事務局というか想定してる場所ではですね、利用権設定すればいくらか、売買をあっせんを成立させればいくらかというような、農業新聞、農業図書を取って農地最適化推進に関わることをして頂ければですね、点数をつけていこうかということで考えて頂いております。その点数のみの交付ではなく、点数によってですね、一定計算して残がありますのでそれは人数割りでもいいのかなというふうに思えます。その成果払いについてはですね、活動しなくても交付されるものです。その案についてはですね、案ていうか制定、農業委員会で定めるものではないので定められたものが、来月の定例会には示せると思えますので、その時にどういったものかというのを見て頂きたいと思えます。

次4ページ目にですね、農地最適化利用活動記録ってあります、活動記録帳ていうのを春か以前お渡しして頂いております。なかなか忙しくて書けないと思えますので記載例を書いています。何かしらですね、こうわかる、簡単でもいいですので書いて頂きたい。来月ですね、提出して頂きたいです。

推進委員
(8番)
事務局

来月。

来月。

推進委員 (8番) 事務局長 あれ、4月。

事務局長 来月と4月。来月から必ずと言うか、来月です。何故かと言いますと結局交付金の申請をそれに基づいてするので1月に申請なので、そこで実績が上がってないとちょっと若干作るわけにいかないの。

委員 (14番) 事務局 4月から12月の。

事務局 そうですね。ちょっと変なんですけど。一律じゃないですけど。

議長 思い出さなあいかん、思い出さなあ。

委員 (9番) 事務局 書くことが無い。

事務局 いやいや、そんなことないです。

委員 (10番) 事務局 去年ひとつ貰うた、今年かね、厚いががあらあね。あれに書くわけですよ。

事務局 ただまあ、要はこんな用紙に書けばいいだけです、それをお送りするか。別の用紙でもわかればある程度。

委員 (3番) 事務局 議案第81号の市長の29年12月6日提出ということになっておりますが、下の附則です、平成29年4月1日から適用するという、これ遡及するということですか。

事務局 はい。支払いについてはもう3月最後になります。

委員 (3番) 事務局 もし変わってきたら支払いしたものについても。

事務局 いや、今まで支払いしたものはですね、今まで決められたものなので返還は絶対ないです。プラスアルファについてはこれから国の交付金がありますのでそれのついてのみ。

委員 (3番) 事務局 減額することはないけど、増額してということはあるってこと。

事務局 もう増額はほぼ確定。

議長 なかなか皆さん方ですね、全部が全部これに行き当たるような活動は出来んと思います。ただ先ほど私が言ったように新聞だけ取って貰うて勉強しよりますよってということについて実績が出ればその新聞代をですね、さっきのお金から出せるかなという思いをしています。今までは、過去には土佐山田町の時代なんかは何をしても比較的給与からですね、歳費から天引きしちよいて残った分を返してよね新聞代じゃいうのも強制的に取らしよったみたいな感じも有りましたけど、今はそういう事出来ませんので何かそういう方法がないかなあという思いをしてまして、今度のこの国の予算をつけてくれたお金については、そういう扱いができませんかなあということで西村君にちょっとお願いをしちゆうがです。

委員 (3番) 議長 自分が全部、日本農業も全国も全部取りゆうから言うわけではないですけど、もう個々に農業委員さんをお願いしたらどうです。したことはあります。

議長 議長 こういう場でしたことはありますけど。個々に今まで取ってない人について

てはですね、申し込み書その人だけには置いてあったりとかいうことはして
ます。

委員（3番） 結局こういうことで手当てがつくということであつたらよね、その分で一応
皆さんにお願いしたらどうですか。強制と言うことはどうかとは思いますが。

議 長 今後はそういうふうにしたいと思ってます。

局 長 年間の購読料は。

事務局 8,400円だと思います。700円×12。

委員（3番） 大した金額じゃないろう。

事務局 1万弱です。

議 長 是非、課長も取ってくれるろう。

委員（2番） ごみが溜まるばあよ。

議 長 今までにこういう金額的なことっていうかそんなことが例がないがですよ。
私もね、まだね半信半疑なところがあるがですけど、実際貰うてみなあわから
んていう思いもあるがですけど。西村君にも色々勉強して頂いてですね、よそ
の市町村と色々聞いて頂いて、こういう方法もあるよということですね、非
常にありがたいことではありますので、ますますいろんなことで活躍が出来や
せんろうかと思ってます。耕作放棄地解消というふうなことを言ってもですね、
農業委員がボランティアで自分の機械を持って行ってどうこうじゃなかなかで
きませんけれどもこういうお金があればひょっと機械の燃料代とかまた、その
日の日当を打ち出してやればですね気持ち良うにご出席が頂けることにもなる
かもわかりませんのでその点はですね、非常にありがたいと思います。有効に
使うと、使えるというふうなお金ができればですね、活動もできやすいという
ふうで事務局もひとつ仕事が増えて大変やと思いますけどお願いします。

事務局 この条例ですけど、今南国市のみが高知県では制定されております今月12
月は。他の市町村はよく分かりませんが、香美市は2番目か2番か何番か入
るか、高知県ではちょっとこれ躊躇している市町村もあります。金額が決まら
ない条例っていうのはなかなか市長が定めにくいのでそこで躊躇してるので。
こういった交付金も後出し的にどんどん出てくるので皆さんには申し訳ないで
ですけど、折角あるのでちょっとそれだったらってことになるんですけど折角な
のもう制定して何とか交付を受ける更新をしております。

議 長 今月議会に出るがやね。

事務局 今月議会に出ております。規則についてはまだちょっと調整中です。

局 長 12月22日が最終なのでおそらく議決は間違いのないと思います。

事務局 補正予算については昨日750万ということで可決されております。

これと関連しまして先日ですね会長と全国の会長代表者会に参加したんで
すけど、全国の事例とか聞いてみるとですね、やっぱり、推進委員さん農地利用
最適化共に活動していくというところが多くてですね、それ真似したらいつ
て訳ではない、やっぱりそうすべきだと。来月からですね、あっせんというの

は農地利用最適化推進活動になるんですよ。定例会っていうのは農地法メインの許可、許認可業務とされてまして、それはそれでやってですね、その後、最適化推進、同じような会ですけど、最適化推進会みたいなのでですね、同じですけどちょっと名目作ってですね、推進さんも来て頂ける様ですね、それには出席っていうようなことをしていこうかと思えます。その会に出ればですね、成果払いの評価点みたいなのを入れていますね、出席される委員さんには一定の報酬も出るような仕組みをしたいと思いますので、来月ちょうど平成30年第1回ということ、そこから農地利用最適化推進会にするか会議にするかちょっとまだ決めてないですけど、そういった会としては連続していきますけど、名目としても作ってそういった会を香美市ははやっているということで、あつせんとかの事案はもうそちらでやらして頂くということを考えておりますけど、どうでしょう。そこはまあちょっと試案ですので特に決定ではないですけど。

議 長

成果払いを出すということになると成果払いに出てこれる環境を作っちゃらんとよね、案内が無いのに妙に行きにくいとなるとですねやっぱり成果払いもちょっと支払いをする、貰う側としても申告のしようがないのですね、一応そういう方向で進めていくということはそれはえいと思えます。また、そういうことが浸透していけば推進さんも月1の会にもね、出席をしやすいというふうに思えますので。この全国大会の会の中で事例報告の中で全国から4件かな出ておりましたが、やっぱり活動は一緒に活動しゅうと。うちなんか大体一緒なんですよ、部落に一人の推進さんや農業委員さんが必ずおるよというふうな部落で割り振りをしてですね、農業委員さんがやっぱりいくつかよけい持たないかんけれども、推進さんと共にですね、いろんな活動をしていくというふうな方向を取っているところが事例発表でありました。そういうことであればうちもそういう方向でいって、ただ来てても何の決議もできない、そういうことであってですね、来てても意味がないって言ったら語弊があるかもわかりませんが、そういうことで推進さんも足が遠のくというふうなこともあろうと思えます。

また、一緒に活動していけばいろんな面でこの会に出てくる意味が出てくると思えますので是非ともそういう方向でですね、進めていきたいというふうに思っていますので、推進さんも常に来て頂いておる推進さんも十分分かっておりますけれども今後とも多くの委員さん、推進さんが共にこの会議が出来るようにですね、やって行きたいというふうに思っていますのでひとつよろしく願いをしたいと思えます。他には。

事務局

上島委員からですね。

委員（7番）

今日は遅れて来てすみませんでした。私花屋を営業してるので商工会に入ってるんですけど、先般商工会問題で10月に須崎の商工会議所が問題になって新聞に載ったことがあったんですが。商工会っていうのは結局、市内の企業数の分の会員さんが何社入っているかというその割合によって商工会の大きさが決まってまして、千社あったところには局長がおったりとか、商工会の職員さんが増えます。その内の、50%だったら指導員の数が増えるとか割合があるんですけど、香美市が物部、香北、土佐山田町と合併しましたけれども、この度千を切っております。50%というのも厳しくて会員自体も50%切ってるんですけど、今まで商売をしている人がメインというふうな計算をして経済センサスであったりとか電話帳というもので計算をしてたんですけども、先般最近ネット販売をされてる方が多くてなかなか電話帳とかでは拾えないという方が多く、伊野町とか別のところでは農業者さんでも作物を作っててJAへ出される方は駄目なんですけど、例えばかざぐるま市に出すとか、しきび、さかきを良心市で販売するとかJA以外に販売されている方っていうのもそういう企

業さんという形になるそうです。そういう販売をされてる方とか1人親方ですね、大工さんでも大工さんとして工事をなさってる方とか、あと猪とかそういう猟をされてる方っていうのも数に入るそうです。また、もし良かったらそういうネット販売とか、ここで流通をされている方がおいでましたらよろしければ電話帳に載っているようなお名前と電話番号と住所、まず教えて頂きたい。また、もし良かったら商工会の会員さんになって頂きたいというのは、商工会の会長からの依頼でして、この場を借りて申し訳ないですが、また、ご協力の方をよろしくお願い致します。

議長 ちなみに商工会に入った場合に会費とかそういう年間にどれぐらいのものが要るわけですか。

委員(7番) 1年間1万5千円になっております。

議長 1万5千円。1業に、1に。

委員(7番) 1に、はい。1業に。

委員(10番) メリットは何か有ります。

委員(7番) メリットはですね、帳簿関係ですね。会計関係のお手伝いをして下さるとか。あとそれから労務ですね、労働保険とかの手続きのお手伝いとか。あと共済組合、保険の方も2千円とか安くていい保険、貯蓄共済がございます。流通の皆さんに協力するとかいうのがあります。

議長 それともうひとつ小規模何とか。年金に入れる。そうじゃない。

委員(7番) 年金も有りますね。あと補助金が結構有りますので5人しかいない業者さんでも何かを買いたいとか作りたいとか直したいとかいうのもいろんな補助成金が商工会の分で使えますので。はい、相談に乗っていきます。また、言ったらお伺いさせていただきます。

議長 是非あのう良心市だけで、それだけで生活しゆう人もおるよね。そういう人にもひとつ声をかけて頂いて。

委員(10番) 40から50万の小さな小規模なネットでもいいです。

委員(7番) はい、そうです。

議長 初めてそういう部分を聞いた訳ですので、なかなか私の知り合いでそういう人があまりおらんもんで申し訳ないけど、そういう人も中にはおると思います。気がついたらですね、私も声をかけてみたいと思います。

委員(7番) はい。よろしくお願い致します。すいません。どうも有難うございました。

議長 それから、上島さん、すいませんが、女性部の関係で農業委員会のいろんな活動で色々出ていかなあいかんことがありますよね。

委員(7番) はい。

議長 その時なんか是非ともこれ色々記載をして頂いてですね、実績報告を残して欲しいと思います。今まではほとんどボランティア関係でですね、経費的な

こともほとんど出ませんでしたので無理なことが全然言えなかった訳ですけど、是非これを利用してですね、県下で羽ばたいて下さい。よろしくお願いをしたいと思います。

一応ですね、予定をしておったことについてはですね、以上のようなことになろうと思いますが、皆さん方から何かご意見なり、また、あればですね、はい、どうぞ。

推進委員
(8番)

活動記録については、年末年始で皆酒飲んで動けんこともあるろうし、来てない方も多いので27日とかできれば文書でしてあげたら早めに早めにした方がいいと思います。バタバタしますので。

議 長

分かりました。個人的には相談をしてみてください。これは書いちゅうけん、どうやろうとかいうことで直接質問したらいいと思います。

すいません、他になれば今夜のと連絡事項。

事 務 局

来月、来年ですね、1月の11日、木曜日、第2の木曜日になるんですけど、1時半から香北。

議 長

香北はいつものくやね。

事 務 局

いつも、前回ではないです。保健福祉センター。

今日ですね、5時半から土佐山田町あかしやで忘年会を行いますので。会費はもうあかしやで集めます。

会については通知します。

議 長

すいません。本日は以上です。有難うございました。お疲れ様でした。

5時半からよろしく。

閉会 (16時52分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

署 名 人

署 名 人